

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

日本海をまたぐ自然、伝統文化に恵まれた「生涯現役で働けるみなとづくり」計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県、隠岐の島町

## 3 地域再生計画の区域

松江市及び隠岐の島町の区域の一部（七類港、西村港、伊後港、飯美港、長尾田港、美保関漁港、犬来漁港、大久漁港）

## 4 地域再生計画の目標

島根半島の中部から東部に位置する松江市の沿岸部の松江市美保関町、及び島根半島の北東約80kmの日本海に位置する隠岐島の島後にある隠岐の島町は、江戸時代には北前舟の西回り航路の風待ち港として栄え、美保関町とは現在もフェリー・高速船により結ばれるなど、古くからつながりの深い地域である。中世には後鳥羽上皇・後醍醐天皇の配流など隠岐国との交通の拠点として、また、美保神社は全国各地にある「えびす社」の総本社として、水産・海運に携わる人々から広く敬い親しまれ、隠岐からも漁業者を中心に参詣に訪れている。隠岐にも「えびすさま」を祀ってある神社が多く、地域での信仰も厚く、隠岐と島根半島は古代から密接な関係を持ってきた。また、共に大山隠岐国立公園に指定され、島根半島東端の地蔵崎、島後北端の白島をはじめ美しい景勝地、海岸景観に恵まれている。

一方、その景観をなす海食崖や隆起・沈降海岸といった地形故に、点在する港湾、漁港は急峻な山に囲まれたわずかな土地に集落が形成され、一帯は古くから漁業を営む歴史文化に恵まれた漁村地域となっている。

島根半島東部にある美保関漁港、七類港及び島後の北部から東部にある西村港、伊後港、飯美港、長尾田港、犬来漁港、大久漁港は、平地が少ない地形のため漁家比率が高く、漁業就労者の減少、高齢化が進む中でも漁業は主要な産業となっている。

隠岐の島町には、12の港湾と14の漁港が存在しており、離島と本土を結ぶ隠岐航路の拠点である西郷港以外の港湾については、地域の漁船の利用や水産物の陸揚げが大きな役割の一つとなっており、島の水産業を下支えしている。その多くは、刺し網、一本釣、採貝藻などの沿岸漁業を中心として漁業を営んでおり、各港で陸揚げされた水産物は西郷漁港に集約され島内のほか、運搬船により本土へ出荷している。

一方、松江市の美保関町には、隠岐航路の拠点である七類港があり、離島航路としての役割はもとより、港湾法で規定されている避難港に指定されており、小型船舶の避難先としての役割を担っている。その他、大型定置網を中心とした漁業のための基地となっている。また、七類港から島根半島を隔てて8km南東の内湾側には、美保関漁港があり、同様に大型定置網を中心とした漁業が営まれている。

七類港と美保関漁港の水産物は大型定置網による漁獲が主体であるため、島根半島沿岸での漁獲量では高いシェアを占め、美保関漁港の漁業者が漁に出た際に、七類港を荒天時の避難先として利用することもある。

いずれの漁港・港湾も市場を有していないことから、地理的に近い境漁港内の市場で水産物が取り扱われ、1つの大きな産地市場を支える生産基地としての機能を有している。

このような中、離島の西村港、伊後港、長尾田港、犬来漁港、大久漁港では、防波堤の機能が不足しており、越波により漁船が損傷したり、陸上へ避難させており、飯美港については係留施設の老朽化により漁業活動に支障を来しており、漁業者の就業環境の改善が急務となっている。

また、本土側の七類港では、近年のレジャーの多様化による小型船舶の増加により係留場所が不足し、避難港としての機能低下や、漁船との競合など問題が顕在化しており、本土と離島を結ぶ港湾の環境低下による来訪者へのイメージ低下が懸念される。また、美保関漁港においては、ほぼ毎日往来するフェリーの航走波が港内の防波堤に反射することで静穏度の悪化を招いており、安全な係留ができない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、本計画において越波被害を低減するために、各港の外郭施設を改良し、あわせて漁業就業者の労働改善と、避難港の機能強化を図るために係留施設の改良を行う。

このように、本土と離島の港湾・漁港一体的な整備を行うことにより、地域の基幹産業である水産業の振興が図られる。また、圏域内の市町村による「松江・境港・隠岐観光振興協議会」などの広域的な観光施策との連携により、豊富な観光資源を利用した観光振興への相乗効果が期待でき、活力ある地域が創造される。

これらの取り組みにより、漁業就業者の減少緩和、後継者確保につなげ、文化・歴史の残る貴重な漁村集落維持を図る。

#### **(目標1) 漁業就業者数の減少の緩和**

**漁業就業者の20%以内**

(対象地域の漁業就業者数：基本値平成20年1,107人

→ 平成28年度目標890人)

## (目標 2) 港内の越波被害の減少

現況の被害数の 50%以下へ減少

(対象港湾・漁港の荒天時の護岸・防波堤越波被害回数

10~15 回/年 → 5~8 回)

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

以下の取り組みを連携させることで目標を達成する。

まず、漁業後継者の確保のために、「隠岐の島町新規自営漁業者定着支援資金貸付制度」により、新規で自営漁業を営もうとする人に対して経費を貸与し、新規参入を促す取り組みを続ける。

また、漁獲量の増加と漁業経営の安定化のために、つくり育てる漁業の取り組みとしてマダイ、ヒラメ稚魚の大量中間育成、放流、人工魚礁設置、築いそ造成などを実施し、離島漁業再生支援交付金では漁業の基盤となる漁場の保全や利用に関する集落での話し合いを通じて集落機能を再編し、漁場の合理的な利用や新技術・漁法の導入、産地間競争に打ち勝っていくための環境を整える。

さらに、漁業活動の軽労化のために、七類港、飯美港、西村港、伊後港、長尾田港、犬来漁港、大久漁港、美保関漁港において、外郭施設及び係留施設を改良し、利用者に配慮した施設整備を行い、水産基盤を充実させ、豊富な観光資源と相まった魅力ある漁村地域の形成を図る。

### 5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

#### 港整備交付金を活用する事業

##### [施設の種類の種類(事業区域)、事業主体]

- ・港湾施設(七類港) 島根県  
(西村港、伊後港、飯美港、長尾田港) 隠岐の島町
- ・漁港施設(美保関漁港) <第 2 種漁港> 島根県  
(犬来漁港、大久漁港) <第 1 種漁港> 隠岐の島町

##### [整備量]

- ・港湾施設 . . . 外郭施設、係留施設
- ・漁港施設 . . . 外郭施設

##### [事業期間]

- ・港湾施設 . . . 平成 24 年度~平成 26 年度
- ・漁港施設 . . . 平成 24 年度~平成 28 年度

### **〔港整備交付金の総事業費〕**

- ・総事業費 1,180,000 千円
  - 港湾施設 340,000 千円（うち交付金 242,000 千円）
  - 漁港施設 840,000 千円（うち交付金 654,000 千円）

### **5-3 その他の事業**

- ・新規自営漁業者定着支援事業（資金貸付制度）

新規自営漁業者に漁業への定着を支援するための資金の貸し付けを行うことになり、新規参入を促している。

- ・つくり育てる漁業

県下6地域の水産振興部会と連携し、水産資源増殖推進事業の一環としてマダイ・ヒラメ稚魚の大量中間育成を行い、放流に合わせ水産業の理解を深めてもらうための学習場として地域内小学生を対象に放流体験やパンフレット・パネル等を使用した栽培漁業のPR活動を積極的に実施している。

- ・離島漁業再生支援交付金事業

隠岐の島町は、漁業の基盤となる漁場の保全や利用に関する集落での話し合いを通じて集落機能を再編し、漁場の合理的な利用や新技術・漁法の導入、産地間競争に打ち勝っていくための環境を整えるとともに、漁場環境の保全活動を継続的な実施を目指しており、その取り組みを下支えするために離島漁業再生支援交付金制度を活用している。

- ・松江・境港・隠岐観光振興協議会

海上航路で結ばれた島根県・隠岐4町村と松江、境港両市が連携して、豊富な観光資源を活用した新たな旅行商品開発や、広域観光パンフレット作成等の情報発信の取り組みを行っている。

- ・山陰文化観光圏整備計画

島根・鳥取両県及び関係市町村において、中海・宍道湖・大山を中心とした県域にて、観光資源や宿泊施設等の魅力向上を図ることにより2泊3日以上滞在につなげるための事業を計画・展開している。

## **6 計画期間**

平成24年度～28年度（5ヶ年）

## **7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

計画終了後に、4に示す目標に照らし状況を調査、評価し公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、隠岐の島町ではJFしまねの各施設にアンケート用紙を配布し、漁業利用者の声を聞くとともに、さらには4の目標が達成できたかについての判定を行う。